

豊岡市立玄武洞スポーツ公園

区分		使用料			
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時30分 から午後 零時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで
占用	多目的広場	400円	1,100円	1,400円	600円
使用	多目的グラウンド（4分の1面につき）	700円	1,400円	2,000円	900円
	会議室	700円	1,200円	1,400円	700円
練習 使用	多目的 広場	一般	日額 200円 年額 3,600円		
		高校生、中学生及 び小学生	日額 100円 年額 1,800円		
附属設備		規則で定める額			
備考					
<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。</p> <p>5 「練習使用」とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。</p> <p>6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>					